

流山市農業委員会
令和5年第12回
総会議事録

令和5年11月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和5年第12回総会議事録

- 1 期 日 令和5年11月10日(金)
- 2 場 所 流山市役所305会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 1番 鈴田 徹
2番 矢口 優子
- 5 出席農業委員(委員12名)

1番 鈴田 徹	2番 矢口 優子
3番 池田 操代	4番 金子 文雄
5番 鈴木 亨	6番 金子 孝博
7番 中嶋 清	8番 小菅 康男
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)

1地区 染谷 文夫	2地区 森田 元彦
	2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員1名)

1地区 藍川 治助

- 9 書記名 事務局会計年度任用職員 斉藤 恒夫
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局主事 窪田 優成
- 11 会議目次

議案第53号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(継続審議).....	1
議案第54号	農用地利用集積計画の決定について	3
議案第55号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	5
報告第33号	合意解約の通知について	7
報告第34号	転用許可に伴う工事完了の報告について.....	8
報告第35号	専決処理の報告について	8

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和5年第12回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ、出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを御報告いたします。

なお、藍川推進委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

1番 鈴田委員、2番 矢口委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日御審議いただく案件につきましては、継続審議となっております議案第53号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」及び議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」から議案第55号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの3議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第33号「合意解約の通知について」から報告第35号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代会長 議案第53号の1番「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（継続審議）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第53号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(継続審議)

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和5年11月10日提出

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため証明願の提出があったもので、本案は、先月の総会で継続審議となった案件です。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅北西約500メートルに位置している土地です。

申請地は、おおたかの森東三丁目の現況畑4筆 面積は合わせて2,032.87平方メートルです。

議案案内図は1ページにございますので併せて御参照ください。

申請者は、流山市おおたかの森東三丁目の方で、被相続人の妻にあたり昭和30年生まれの68歳です。

被相続人については、昭和28年生まれで令和5年2月に69歳でお亡くなりになられた方です。

相続人の世帯の農業従事者につきましては、申請者と他2名の合計3名です。

現地の状況につきましては、写真のとおり作付け済の状況でした。

継続審議となった理由につきましては、対象区域の一部にトラクター用の倉庫があり、納税猶予の適用面積に一部確認事項が生じたため、申請者が税務署と再確認するとのことでした。

その後、申請者からトラクター用の倉庫を撤去したと連絡があり、現在スクリーンに投影していますように、10月30日に事務局が撤去したことを確認いたしました。

既に申請者が、農業経営を行っている適格者であることは、先月のヒアリングで確認をしており、当初の申請内容に変更はないため、この説明のあと皆様に御審議いただきたいと思います。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

私から1点質問いたします。

写真では、撤去した車庫の後方にあるこの白い建物は何ですか。

◎事務局(染谷次長) 後方にある建物は白いビニールハウスです。この中には農業用の資材や苗とかが置かれている状態で問題はありませんでした。

○水代会長 はい、わかりました。

他に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第53号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第54号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和5年11月10日提出

今月の申請は新規が1件、更新が5件です。

はじめに、議案の1番と4番の権利者は同一のため、一括して御説明いたします。

権利者は、流山市平方村新田にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、1番は田3筆 面積は合わせて3,199平方メートルです。

議案書3ページの4番につきましては田2筆 面積は合わせて1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は、1番は新規により6年間、4番は更新により3年間でどちらも権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、2ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田1筆 面積は991平方メートルです。

利用権の設定期間は、相手を変更しての更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案3番の権利者は、流山市東深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田1筆で面積1,014平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案書4ページの5番の権利者は、流山市野々下一丁目にお住いの方で、

職業は農業です。

対象となる農地は、野々下二丁目の現況畑1筆 面積889平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので併せて御参照ください。

最後に、議案6番の権利者は、流山市前平井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、芝崎の現況畑2筆 面積は合わせて1,748平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が5件です。

はじめに、1番と4番の権利者が同一のため、一括して御説明いたします。

1番については新たに6年間、4番については引継ぎ3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は70歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり、どちらも稲刈済の状態でした。

次に、2番については、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は75歳です。

農業従事者は1名で、農業従事日数は320日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

次に、3番については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は69歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は240日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

次に、5番については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は74歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は365日です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

最後に6番については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は72歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保及び農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番と4番については、小菅委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後3時20分 小菅委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番と4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番と4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第54号の1番と4番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後3時21分 小菅委員入室)

○水代会長 続いて、本案の2番から3番と、5番から6番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の2番から3番と5番から6番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第54号の2番から3番と、5番から6番について承認することに決定いたしました。

○水代会長 議案第55号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の6ページをお開きください。

議案第55号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

令和5年11月10日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市西深井にお住まいの方です。

申請地は、流山市西深井の登記地目 畑1筆面積は560平方メートルで、変更後の地目につきましては宅地です。

本件は、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図は、6ページと7ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○**金子孝博委員長** 議案第55号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案については、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の西約1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成23年に相続により取得した土地で、昭和50年ごろから配置図のよう
に宅地として使用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成15年1月に撮影さ
れた航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異
なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地として使用されている状況とな
っていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は宅
地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって
証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○**水代会長** ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第55号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第55号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第33号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページと8ページを御覧ください。

報告第33号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和5年11月10日報告

合意解約が行われました農地は12件です。

場所は、平方と中野久木にあります田24筆、面積は合わせて22,016平方メートルです。

合意解約通知書の受付日は、1番から11番が令和5年10月13日、12番が令和5年10月23日です。

議案案内図につきましては、8ページにございますので併せて御参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

◆11番(山崎委員) かなりの面積と思いますが、これから利用集積の書類が提出される予定はありますか。

◎事務局(染谷次長) 合意解約のあった農地の全てについて、書類が提出される予定は確認できていないのですが、このうち、幾つかの農地については、別の方が耕作されるのではないかと、聞いております。

○水代会長 耕作権というものは発生しているのか。

◎事務局(染谷次長) 今回の貸借については、利用集積で契約しているものです。

今回の解約は、農地法第18条で解約通知を頂いております。

通常のお金だけだと思います。

○水代会長 ほかに質問はございませんか。

ほかにないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第34号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページを御覧ください。

報告第34号

転用許可に伴う工事完了の報告について
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので報告する。

令和5年11月10日報告

今月の工事完了報告は1件です。

こちらは、令和4年12月の総会で審議がなされ、令和4年12月14日付けで許可、令和5年9月14日に変更承認となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の9ページと10ページにございます。

本件につきましては、10月17日に事務局にて現地を確認しております。

また、変更承認申請の際、9月5日に第1小委員会の委員の皆様へ現地を御確認いただいております。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第35号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第35号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月10日報告

始めに、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、3件 3筆 面積2,531平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、13件 131筆 面積74,672平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が3件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が9件、マンションの区分所有が3件、工鉱業用地が1件の計13件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

私から質問いたします。今回の転用面積は、8万平方メートルとなっているが。

◎事務局(染谷次長) 今回の報告は、8万平方メートルですが、例えば、マンションの一部屋ごとに区分所有されており、一部屋を購入するとマンションの敷地全体が届出の対象となります。

市内のマンションで地目が農地であるのは、運動公園地区だけとなります。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって、令和5年第12回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時34分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和5年11月10日

流山市農業委員長

水代啓司

流山市農業委員会委員

鈴田 徹

流山市農業委員会委員

矢口 優子